

剣の意義

○ 剣の意義

剣とは、柄を付けて用いる左右均整の形状をした諸刃の鋼質性の刃物であって、先端部が著しく鋭く、本来殺傷の用具としての機能を有するものを言います。

○ 剣の該当性判断

1 「柄を付けて用いる」

これは、現に柄が付いているか、柄を付けて用いるのに適した構造であることを指すものです。なお、次のようなものは「柄を付けて用いる」の要件を満たすと解されません。

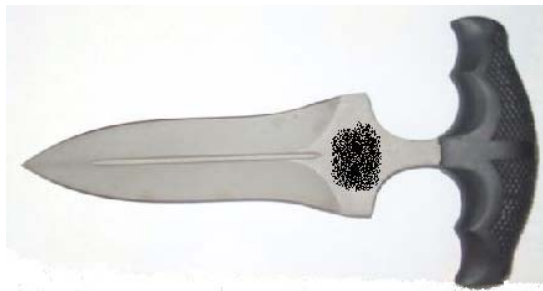
刃体と柄部が一体不可分の構造となっているもの



折り畳み式の構造となっているもの



刃体と柄部との間（あごしたに該当する部分）が極端に細くなっているもの（いわゆるプッシュダガー）



2 「左右均整の形状をした」

これは、刃体が左右均整の形状、すなわち左右対称形であるか、又は左右対称に近く、左右対称と同等に評価し得る形状をしていることを指すものです。

例えば、次のようなものは、刃体が左右均整の形状をしているということが出来ます。

刃体の両側に一部のご刃様の切れ込みがあるもの



刃体の片側に一部のご刃様の切れ込みがあるもの



刃体の片側全体にのご刃様の切れ込みがあるもの



(解説) のご刃様の切れ込みが刃体に存在しても、刃体の左右均整性には影響しないと考えられます。



(解説) 刃体の中央部が割れていても、刃体の左右均整性には影響しないと考えられます。



(解説) 刃体の先端部のみが諸刃で途中から片刃となっても、刃体の左右均整性には影響しないと考えられます(赤く着色した部分に刃付けがなされています)。



(解説) 本物件は、刃先が波状を呈していますが、刃体を全体として見た場合おおむね左右対称であることから、左右均整であるといえます。

なお、次の物件のように、刃体の表裏の形状が異なっても、それぞれが左右均整の形状を呈しているものは、なお左右均整であると解されます。

表～

しのぎ
鎬があり刃体が
盛り上がっている。



裏～

刃体が平面的
である。



3 「諸刃の」

諸刃性は、元来刺突用の武器として製作された剣を他の刀剣類や刃物と識別するための重要な指標です。

なお、切先から途中までが諸刃で、残りの部分が片刃であったとしても、諸刃性は否定されません。

4 「鋼質性の」

これは、素材が鋼であることを指します。

5 「刃物」

これは、剣は刃の付いた器物であるという、いわば当然の事理を示したものです。刀剣類の該当性判断においては、現に刃が付いていなくても、少許の加工により容易に刃を付けることができる場合には、「刃物」性が認められる点に留意する必要があります。

6 「先端部が著しく鋭く」

元来剣は刺突用に製作された武器であることから、先端部が著しく鋭いことはその本質的要素であると考えられます。なお、次のような物件は、先端部が著しく鋭いとはいえないと解されます。



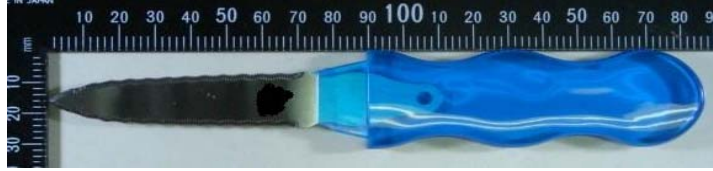
「貝むき器」として
販売されているもの



「水刀」（釣りや貝類の採取等に使用
するもの）として販売されているもの

7 「本来殺傷の用具としての機能を有するもの」

これは、人畜の殺傷の用途に供するに適した形態及び実質を備えていることを指すもので、例えば、刃幅や刃の厚みが極端に小さいものは、この要件を満たさないと解されます。



(解説) 本物件(段ボールカッターとして販売されているもの)は、一見、剣のような外観を呈していますが、刃幅が18ミリメートルと小さく、かつ、刃体の厚みが0.9ミリメートルと極端に小さいことから、人畜の殺傷の用途に供するに適した形態及び実質を備えているとまではいえないと判断されます。

※ ただし、刃体の長さ(切先と柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さ)が6センチメートルを超えるものについては、正当な理由のない携帯が禁止されています(銃刀法第22条)。また、刃体の長さが6センチメートル以下のものであっても、正当な理由なく隠して携帯することは禁止されています(軽犯罪法第1条第2号)。

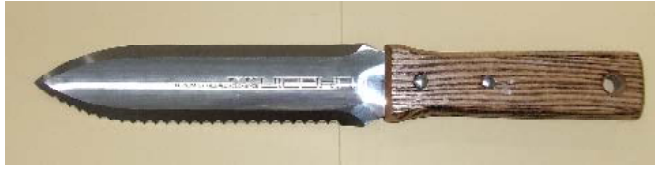
また、剣の該当性に関する個別的要件への個別のあてはめを行えば形式的には剣の要件を満たすこととなるものであっても、以下の物件のように、全体的に見た場合、剣としての形態及び実質を備えているとはいえないものも存します。



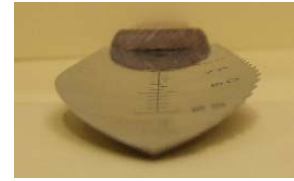
(解説) 本物件(ペーパーナイフとして販売されているもの)は、一見、剣のような外観を呈していますが、一時的に人体に跡が残る程度に押し当てて引いても切れないことから、刃付けが全くないか、あるいはごくわずかの刃付けしかなされていないと認められ、そもそも「刃物」性に疑問があります。もっとも、少許の加工により刃付けができる可能性もありますが、刃幅や刃の厚みも小さいこと、先端部を人体に押し当てても刺さらず「先端部が著しく鋭い」とも言い難いこと等を総合勘案すれば、本物件は、全体的に見て、たとえ少許の加工により刃付けができるとしても、剣としての形態及び実質を備えているとまではいえないと判断されます。

※ ただし、先端部が著しく鋭くなっているなど、形状次第では、正当な理由なく隠して携帯することが禁止されている物件に該当することがあります(軽犯罪法第1条第2号)。

表



裏



切先方向より撮影

(解説) 本物件(レジャーナイフ、山菜ナイフ、山菜掘り等の名称で販売されているもの)は、一見、剣のような外観を呈していますが、刃体の片側が凹んでおり、刃体を切先方向から見た場合に弧状を呈しているのが特徴です。社会通念上、剣というためには刃体が両面とも盛り上がっているか、あるいは少なくとも平面的であることが必要であると解され、本物件のように、刃体の片側が凹んでいるものは、社会通念上、剣としての形態及び実質を備えているとまではいえないと判断されます。

※ ただし、刃体の長さが6センチメートルを超えるものについては、正当な理由のない携帯が禁止されています(銃刀法第22条)。また、刃体の長さが6センチメートル以下のものであっても、正当な理由なく隠して携帯することは禁止されています(軽犯罪法第1条第2号)。